

## 公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成22年 7 月 22 日

契約担当

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合

管理者 三 軒 一 高

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 南紀園改築設計業務
- (2) 業 務 内 容 建築設計業務
- (3) 履 行 期 間 設計委託契約の翌日から平成23年 5 月31日
- (4) 業務の詳細説明 別紙の「設計業務仕様書」及び「敷地図面」のとおり
- (5) 本業務は、「老人福祉法」に基づく「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」並びに「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを新築移転するにあたり、利用者及び職員の快適な環境、敷地の特性および気候（塩害、暴風雨）・地域性・防災性（地震、火災）、近隣住民との共生、適切な建設費用及び施設の維持管理費用、温室効果ガス等の排出の削減などの地球環境への配慮などをテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定するプロポーザル方式の業務である。

### 2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格  
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。  
なお、共同体の構成は主となるもの1者、従となるもの（協力会社）1者以上で構成するものとし、各構成員は他の共同体と重複し、または単体として参加することはできない。
  - ① 新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町、北山村のいずれかに建築設計業務委託の指名登録がされている者であること。
  - ② 経営状況が健全であること。
  - ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
  - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ⑤ 一級建築士を3名以上有していること。（共同体の場合は共同体として3名以上あれば良い）

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 担当予定技術者の能力

資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、地域特性に対する習熟度

② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、地域特性に対する習熟度

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力

資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、地域特性に対する習熟度

② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、地域特性に対する習熟度

③ 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲

④ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

課題：

[1] 「設計業務仕様書」に基づき、養護・介護環境を利用者および職員双方の立場で快適性の向上を目指した設計について

[2] 「設計業務仕様書」及び「敷地図面」に基づき、敷地条件（都市公園用地、国立公園法に基づく保安林の存在、高低差等）の効果的な利用と建設コスト・維持管理コストを考慮した設計について

[3] 「設計業務仕様書」及び「敷地図面」に基づき、近隣住民との共生に配慮した設計について

[4] 塩害、地震や台風などの自然災害、火災時等に配慮した設計について

[5] 和歌山産材（木材）などの使用等地域性を考慮した設計について

[6] 温室効果ガス等の排出の削減などの地球環境への配慮した設計について

3 手続き等

(1) 担当部局

〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767-1

太地町役場 産業建設課

電話 0735-59-2335（代表）

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成22年7月22日（木）から平成22年7月30日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前9時00分から午後4時00分まで。

場所：(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成22年8月3日(火)午後4時00分まで

場所：(1)に同じ。

方法：持参又は郵送すること(郵送の場合は、期限内に必着のこと)。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成22年9月17日(金)午後4時00分まで

場所：(1)に同じ。

方法：持参又は郵送すること(郵送の場合は、期限内に必着のこと)。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、記3(1)に同じ。
- (4) 詳細は説明書による。